

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道名寄市字徳田248番地18
氏名 岩守産業株式会社
代表取締役 寺島 峻介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和元年(2019年)7月28日

許可の有効年月日 令和6年(2024年)7月27日

1. 事業の範囲

埋立(がれき類、廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。))若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。))。以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ゴムくず、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)、

破砕(廃プラスチック類、木くず、ゴムくず)、
破砕(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード))、
再生骨材等の製造(破砕(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、
天日乾燥(汚泥)、
破砕・溶融固化(廃プラスチック類)、
造粒固化(無機性汚泥に限る)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 安定型最終処分場
設置場所 北海道名寄市字瑞穂232、248、945番
設置年月日 平成10年(1998年)9月19日
処理能力 12,528平方メートル、81,800立方メートル
許可年月日 平成10年(1998年)6月16日
許可番号 上環生第4162号

(2) 施設の種類 がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設
設置場所 北海道名寄市字瑞穂260番、261番2
設置年月日 平成22年(2010年)10月5日
処理能力
(がれき類)
1,360t/日(8時間) 170t/時間
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
1,360t/日(8時間) 170t/時間
許可年月日 平成22年(2010年)9月27日
許可番号 上環生第841-2号

(2頁へ続く)

- (3) 施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 北海道名寄市字瑞穂260番
設置年月日 平成13年(2001年)11月30日
処理能力 10.4t/日(8時間) 1.3t/時間
許可年月日 平成13年(2001年)11月9日
許可番号 上環生第4018-4号
- (4) 施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 北海道名寄市字瑞穂260番
札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場又は工事と一体的に管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)
設置年月日 平成22年(2010年)6月22日
処理能力 320t/日(8時間) 40t/時間
許可年月日 平成22年(2010年)6月19日
許可番号 上環生第840号
- (5) 施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 北海道名寄市字瑞穂260番
設置年月日 平成22年(2010年)6月22日
処理能力 320t/日(8時間) 40t/時間
許可年月日 平成22年(2010年)6月19日
許可番号 上環生第841号
- (6) 施設の種類 紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード)の破碎施設
設置場所 北海道名寄市字瑞穂260番
設置年月日 平成12年(2000年)7月19日
処理能力 8t/日(8時間) 1t/時間
- (7) 施設の種類 廃プラスチック類、ゴムくずの破碎施設
設置場所 北海道名寄市字瑞穂248番
設置年月日 平成13年(2001年)1月22日
処理能力
(廃プラスチック類)
4.8t/日(8時間) 0.6t/時間
(ゴムくず)
4.8t/日(8時間) 0.6t/時間
- (8) 施設の種類 汚泥の天日乾燥施設
設置場所 北海道名寄市字瑞穂259番
設置年月日 平成15年(2003年)7月29日
処理能力 96.72m³/日(24時間) 4.03m³/時間
- (9) 施設の種類 廃プラスチック類の破碎・熔融固化施設
設置場所 北海道名寄市字瑞穂260番
設置年月日 平成30年(2018年)2月22日
処理能力 640kg/日(8時間) 80kg/時間
- (10) 施設の種類 汚泥の造粒固化施設
設置場所 北海道名寄市字瑞穂258番
設置年月日 平成23年(2011年)3月30日
処理能力 320m³/日(24時間) 40m³/時間

(3頁へ続く)

(上川総合振興局)

本許可証はホームページよりダウンロードされたものです

- (11) 施設の種類 保管場所1
設置場所 北海道名寄市字瑞穂260番
面積 920㎡
種類
・がれき類。
保管上限 2,138.04㎡
高さ 5.75m
- (12) 施設の種類 保管場所2
設置場所 北海道名寄市字瑞穂260番
面積 140㎡
種類
・がれき類。
保管上限 108.21㎡
高さ 1.75m
- (13) 施設の種類 保管場所3
設置場所 北海道名寄市字瑞穂261番2
面積 1,600㎡
種類
・がれき類。
保管上限 3,666.67㎡
高さ 5m
- (14) 施設の種類 保管場所4
設置場所 北海道名寄市字瑞穂261番2
面積 125㎡
種類
・がれき類。
保管上限 72.92㎡
高さ 1.25m
- (15) 施設の種類 保管場所5
設置場所 北海道名寄市字瑞穂259番
面積 180㎡
種類
・がれき類。
保管上限 180㎡
高さ 3m
- (16) 施設の種類 保管場所6
設置場所 北海道名寄市字瑞穂260番
面積 75㎡
種類
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 52.59㎡
高さ 1.87m
- (17) 施設の種類 保管場所7
設置場所 北海道名寄市字瑞穂260番
面積 2,250㎡
種類
・木くず。
保管上限 7,500㎡
高さ 10m

(4頁へ続く)

(上川総合振興局)

- (18) 施設の種類 保管場所 8
設置場所 北海道名寄市字瑞穂 260 番
面積 $2,025\text{m}^2$
種類
・木くず。
保管上限 $7,593.75\text{m}^3$
高さ 11.25m
- (19) 施設の種類 保管場所 9
設置場所 北海道名寄市字瑞穂 260 番
面積 815.4m^2
種類
・木くず。
保管上限 $1,345.41\text{m}^3$
高さ 5m
- (20) 施設の種類 保管場所 10
設置場所 北海道名寄市字瑞穂 258 番
面積 $1,990.6\text{m}^2$
種類
・木くず。
保管上限 $6,137.6\text{m}^3$
高さ 9.25m
- (21) 施設の種類 保管場所 11
設置場所 北海道名寄市字瑞穂 259 番
面積 47.28m^2
種類
・汚泥。
保管上限 20.73m^3
高さ 0.985m
- (22) 施設の種類 保管場所 12
設置場所 北海道名寄市字瑞穂 259 番
面積 47.28m^2
種類
・汚泥。
保管上限 20.73m^3
高さ 0.985m
- (23) 施設の種類 保管場所 13
設置場所 北海道名寄市字瑞穂 258 番
面積 106.75m^2
種類
・汚泥。
保管上限 176m^3
高さ 4.27m
- (24) 施設の種類 保管場所 14
設置場所 北海道名寄市字瑞穂 260 番
面積 48.58m^2
種類
・紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード）。
保管上限 52.65m^3
高さ 2.72m

(5頁へ続く)

(上川総合振興局)

(25) 施設の種類 保管場所15
設置場所 北海道名寄市字瑞穂248番
面積 45㎡
種類
・廃プラスチック類。
保管上限 22.91㎡
高さ 1.25m

(26) 施設の種類 保管場所16
設置場所 北海道名寄市字瑞穂260番
面積 81.17㎡
種類
・廃プラスチック類。
保管上限 324.68㎡

3. 許可の条件

- (1) 平成22年(2010年)6月19日付け上環生第840号許可木くずの破碎施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書(別記様式3)を提出すること。
なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。
- (2) 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書(別記様式4)を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年(1996年)	6月12日	変更許可(破碎(木くず)の追加。)
平成11年(1999年)	3月4日	変更許可(埋立(ゴムくず)、破碎(がれき類)の追加。)
平成11年(1999年)	7月28日	許可の更新
平成12年(2000年)	7月19日	変更許可(破碎・分離(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
平成15年(2003年)	7月29日	変更許可(破碎(廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、天日乾燥(汚泥)の追加。)
平成16年(2004年)	3月30日	変更許可(破碎・溶融固化(廃プラスチック類)の追加。)
平成16年(2004年)	7月28日	許可の更新
平成18年(2006年)	11月17日	事業の一部廃止届出(分離(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の削除。)
平成21年(2009年)	7月28日	許可の更新
平成23年(2011年)	6月28日	変更許可(造粒固化(無機性汚泥)の追加。)
平成26年(2014年)	7月28日	許可の更新
平成29年(2017年)	10月1日	施行令改正(水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。)
令和元年(2019年)	7月28日	許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の有無 有 ・ 無